

## 令和8年度経営力強化支援業務委託 仕様書

### 1. 目的

日本経済は、賃上げ率や国内投資が約30年ぶりの高水準となるなど、変化の兆しが見られる一方で、多くの中小企業は物価高や人手不足といった構造的な経営課題に直面している。

こうした状況下において、本県経済を持続的かつ力強く発展させていくためには、中小企業の「稼ぐ力」を底上げし、地域にインパクトを与える新たな中核企業を輩出していくことが重要であると考える。

特に、売上高100億円を超える企業。いわゆる「100億企業」は、一般的に賃金水準が高く、輸出による外需獲得やサプライチェーンへの波及効果も大きく、地域経済へのインパクトが極めて大きいとされ、経済合理性の中で行う地域投資などを通じた地域発展への貢献なども含め、「100億企業」やその上位層にあたる「中堅企業」をいかに多く輩出していくかが地域の経済的発展・社会的発展における大きな鍵となるものと考えている。

については、本事業では、野心的な成長意欲を持ち、高い成長ポテンシャルを有する県内事業者を対象として、経営力強化および成長加速に資する成長戦略策定等を集中的に支援する。

### 2. 県内事業者に支援を通じて求めること

- ・多面的なヒアリングおよび分析を通じて、自社の強み・弱みを客観的に把握するとともに、単なるフレームワークや他社事例の横展開にとどまらず、自社固有の競争優位性に基づく「勝ち筋」を明確に理解し、それに即した成長ロードマップを描けていること。
- ・「100億企業」・「中堅企業」への成長がもたらす意味や意義について、経営層のみならず、経営チーム、部門長、一般職員に至るまで納得感をもって共有し、「経営者の意思」にとどまらない「企業の意思」として、成長に向けたマインドを醸成していること。
- ・成長ロードマップの実行を持続的に支えるため、人材・組織体制、財務管理、ガバナンス、意思決定プロセス等の経営基盤を企業規模の拡大を見据えて整備し、外部環境の変化や成長過程で生じる課題に対しても、柔軟かつ迅速に対応できる体制を構築していること。

### 3. 実施内容

- ・受託者は、上記1及び上記2を達成するため、下記に定める業務を総合的に企画運営するものとする。
- ・なお、企画・運営に係る要件については後述の「4. 運営・実施体制について」

に沿って行うこと。

- ・本事業においては、4.（5）イに示すとおり、支援先の事業者において、プロジェクトチームの組成を要件とする。についてはこれを前提とした支援内容に設計するとともに、必要に応じて支援先事業者のプロジェクトチーム組成についてもこれを支援すること。

#### （1）シンポジウムの開催について

- ・「100億企業」や「中堅企業」への成長の意味・意義を共有し、県内企業が野心的な成長視座を醸成し成長に向けたアプローチや考え方の視野が広がることを目的としたシンポジウムを開催する。
- ・なお、シンポジウムの構成、テーマおよび登壇者の選定等については、和歌山県と協議の上、決定するものとする。

##### ア 想定参加者数

100名程度（主に売上高10億円を超える企業の経営者を想定）

##### イ 開催方法

- ・対面型の開催（リアル開催）のみとする。
- ・なお、シンポジウムの様子は後日に本県のホームページにて公開することを前提とし、撮影・録画及び編集すること。

##### ウ 開催場所

和歌山市内

##### エ 開催時期

令和8年5月下旬から6月上旬

#### （2）基礎ワークショップ（以下、「基礎WS」という。）開催について

- ・4.（3）イにより選定する全事業者（10者程度）が参加する基礎WSを実施すること。
- ・基礎WSについては個別伴走支援に向けた導入プログラムとして位置付け、中長期的な視点に基づいた戦略的思考の重要性を説く講義や「ローカル・ベンチマーク」を活用した簡易な経営診断及び参加事業者同志の交流機会を創出する等、個別伴走支援に向け、参加事業者の現況把握や成長に対するマインドセット（意識の前提）を揃えることを目的とする。

##### ア 支援事業者数

10事業者程度（各事業者3名程度参加）

##### イ 開催時期

令和8年8月上旬～中旬頃

ウ 開催方法

対面型開催（リアル開催）のみとする。

エ 開催場所

和歌山市内

（3）個別伴走支援について

- ・個別伴走支援先事業者（以下、「伴走支援事業者」という。）に対し多面的な企業分析を実施し、成長に向けた最重要課題（センターピン）を明らかにした上で、戦略策定などを中心としたコンサルティング支援を行う。
- ・伴走支援事業者については、重点課題が「DX推進（生成AIの活用などを含む）」に関連する事業者を最低3者程度含むものとする。
- ・個別伴走支援においては分析・戦略策定支援と併行して、必要に応じ伴走支援事業者の参加メンバー個々へのヒアリングなどを行い伴走支援事業者のモチベーション創発などについても十分にフォローすること。
- ・各回の支援内容や進捗はドキュメントにまとめるなどし、本県と逐次情報共有を行うこと。
- ・なお、支援に際しては、各回の開始前後に現在地や目指す方向について伴走支援事業者との対話時間を設けるなどし、本事業終了後の自走を念頭に、各回の支援内容の背景にある意図や目的などを共有すること。

ア 伴走支援事業者の現状分析及び最重要課題（センターピン）の特定

- ・伴走支援事業者に対する多面的な現状分析を行うこと。
- ・分析結果に基づき成長に向けた最重要課題を明らかにし、これらの特定に至った背景やプロセスを事業者と共有しつつ、支援終了までの支援計画（案）を作成すること。
- ・支援計画（案）については作成過程から受託者・伴走支援事業者間で狙いや意図、内容などを共有すること。

（ア）支援事業者数

6事業者程度

（イ）支援期間・支援回数

3ヶ月程度の支援期間とし、各伴走支援事業者に対し1ヶ月あたり4回程度（1伴走支援事業者あたり計12回程度）の支援を想定する。

（ウ）支援時期

令和8年9月上旬～令和8年11月下旬

## （エ）支援方法

対面又はオンライン（ただし、初回の支援は対面にて支援することとし、その後も初回の支援を含み、原則1ヶ月に最低2回程度は対面にて支援を行うこと。）

### イ 支援方針検討会議の開催

- ・本県、受託者、伴走支援事業者及びその他関係機関（外部有識者含む）などが参加する支援方針検討会議を開催し、支援計画（案）の妥当性や個別伴走支援の事業進捗、本事業終了後の方針について検討・確認すること。
- ・なお、本検討会議にて正式な支援計画として認められたものは令和8年度末までの事業者支援に係る最上位計画として位置付ける。
- ・妥当性について判断・検討する上で専門的知見から外部専門家を手配することとし、外部専門家の選定については、本県と協議の上決定するものとし、専門家への謝金・旅費等は受託者が負担するものとする。
- ・支援計画について方針の大転換などを要する場合は随時の支援方針検討会議を開催し、妥当性等について確認すること。なお、軽微な変更・修正については受託者と伴走支援事業者で協議の上、これを決定し、その内容について本県に速やかに報告すること。
- ・なお、支援方針検討会議については、必要に応じ、伴走支援事業者の了承を得た上で金融機関の同席について認めるものとする。

### （ア）支援事業者数

6事業者程度

### （イ）開催回数

原則3回程度（成長戦略の策定等支援前1回、成長戦略の策定等支援中に1回、成果報告会終了後から契約期間終了まで1回）

### （ウ）開催時期

1回目：令和8年12月上旬頃  
2回目：令和9年1月下旬頃  
3回目：令和9年3月中旬頃

## （エ）開催方法

対面型開催（外部専門家などはオンライン参加可能）

## （オ）開催場所

和歌山市内

#### ウ 成長戦略の策定等について

- ・支援計画を基に、重点課題へのアプローチを軸とした戦略策定支援を行うこと。
- ・重点課題へのアプローチを軸とした戦略策定支援を基本としつつ、3（7）に示す内容を意識し、企業の全体戦略の策定も併せて進めること。

##### （ア）支援事業者数

6事業者程度

##### （イ）支援期間・支援回数

4ヶ月程度の支援期間とし、各伴走支援事業者に対し1ヶ月あたり2回程度（1伴走支援事業者あたり計8回程度）の支援を想定する

##### （ウ）支援時期

令和8年12月中旬から令和9年3月下旬

##### （エ）支援方法

対面又はオンライン（ただし、初回の支援は対面にて支援することとし、その後も初回の支援を含み、原則1ヶ月に最低1回程度は対面にて支援を行うこと。）

#### （4）全体勉強会の開催について

- ・参加事業者が一堂に介し、経営戦略のブラッシュアップや伴走支援事業者間相互の研鑽、中核企業を目指すコミュニティの形成を図るための全体勉強会を開催すること。
- ・全4回構成とし、中核企業への成長に向け、「知っておかなければならない」テーマ（組織、ファイナンス、M&Aなど）を定め、外部講師を招いた講義を実施すること。
- ・テーマの内容と組み合わせ、伴走支援事業者内（プロジェクトチーム内）や各伴走支援事業者相互の対話の場の創出やピアメンタリングの実施など、表層的な知識増幅にとどまらないような構成・内容とすること。
- ・プログラム設計・運営面においては、秘密保持の徹底による参加者の心理的安全性の確保や、ファシリテーターの配置などに円滑なプログラム進行などについて十分に配慮すること。

##### ア 支援事業者数

最大10事業者程度（各事業者3名程度の参加を想定）

※基礎WS参加事業者を想定

##### イ 支援時期・開催回数

令和8年9月から令和9年3月までの間で4回程度

ウ 支援方法

対面又はオンラインにて開催（最低2回程度は対面にて開催すること）

エ 開催場所

和歌山市内/オンライン

（5）成果報告会の開催

県内における「100億企業」、「中堅企業」への成長機運の醸成や成長モデルの共有による成長アプローチに対する新たな気づきが得られることを目的とし、本事業の成果報告会を開催し、プログラムの成果を他の県内企業等に共有・発信する。

ア 想定参加者数

100名程度（主に売上高10億円を超える経営者を想定）

イ 開催方法

対面及びオンラインのハイブリッド開催とする。

ウ 開催場所

和歌山市内

エ 開催時期

令和9年3月上旬

（6）伴走支援事業者に選定されなかった者に対するフォローアップについて

・基礎WS参加事業者（第1次審査通過事業者）で、伴走支援事業者に選定されなかった（第2次審査にて落選した）事業者（以下、「フォローアップ事業者」という。）に対し、「ローカル・ベンチマーク」の情報を基に、解決すべき課題の整理やそれに対する解決方針の決定、ソリューションを有する支援者を紹介するなど課題解決に資する相談体制を構築すること。

ア 支援事業者数

4事業者程度

イ 支援時期・支援回数

令和8年10月から令和9年3月までの間で最大24回程度（4事業者×6回程度）

ウ 支援方法

オンライン

（7）個別伴走支援において策定すべきもの

ア 企業全体の成長戦略

- ・中小企業成長加速化補助金や新事業創出補助金、中堅等大規模成長投資補助金などの国の大型補助金の申請や金融機関の融資判断資料に応用・活用できることを意識した企業全体の成長戦略を策定すること。

イ 重点課題解決に向けた事業戦略

- ・個別伴走支援にて特定した重要課題の解決等に焦点を絞った戦略を策定すること。

ウ 伴走終了後1年間の行動計画書

- ・本事業終了後概ね1年間の行動内容を示した行動計画書を策定すること。
- ・当該行動計画書は本事業における支援終了後において伴走支援事業者の自走の軸となることを前提とし、「誰が（どの役職・どの部署）」が「どの時期まで」に「どんな行動」をし「何を達成するか」を示した実務レベルでの活用を想定した内容とすること。

（8）他の支援策や支援機関等との連携

- ・各種補助金、セミナー等の支援策の情報を収集の上、伴走支援事業者及びフォローアップ事業者（以下、「支援先事業者」という。）に対し、必要に応じてこれら支援策の紹介や支援策を実施する支援機関等への取次ぎを行う。
- ・なお、支援先事業者の情報を支援機関等へ共有する場合には、事前に支援先事業者及び本県の承諾を得ること。
- ・また、本事業については公益財団法人わかやま産業振興財団の職員と協力して実施することとし、個別伴走支援への同席を含む各種プログラムや支援方針検討会議への職員の参加・同席を想定する。

（9）課題解決・成長促進に資する知見を有する専門家等の紹介

- ・コンサルティング支援の一環として専門家等を支援メンバーの一員とする場合には、事前に支援先事業者及び本県の承諾を得て実施するものとし、その際に発生する謝金等は受託者の負担とする。
- ・なお、専門家等と支援先事業者が直接契約することにより発生する費用は支援先事業者の負担とする。
- ・事業終了後の自走に際し、本事業内で特定した重点課題の解決・成長促進に適合した公的支援機関やその他外部専門家の紹介などを行うこと。
- ・また、上記に際しては本事業における取組や導き出した成長への方針などについて対面又はオンラインにて丁寧な説明・引き継ぎを行うこと。

#### 4. 運営・実施体制について

##### （1）事業全体の実施方針の策定

- ・業務の目的を効果的に達成できる本事業全体の実施方針（グランドデザイン）を本県と協議の上策定すること。

##### （2）本業務に係る事業者向け広報、周知・説明

- ・本県と協力し、キックオフイベントや事業者公募、成果発表会などにおいて対象となりうる事業者に対する広報、周知・説明を行うこと。
- ・広報、周知・説明の方法・内容等については受託者が提案の上、本県と協議の上決定すること。

##### （3）支援対象事業者の公募・選定について

###### ア 支援先事業者の公募に係る業務

公募要件や募集・選定プロセス等について本県と協議の上これを決定し、支援先事業者の公募を行うこと。

###### イ 支援対象事業者の選定に係る業務

- ・本県と協力の上、公募により応募があった事業者から本事業の支援先事業者となりうる企業の選定にあたることとする
- ・審査については2段階とし、基礎 WS 参加事業者を決定する第1次審査（書類審査）及び伴走支援事業者を決定する第2次審査（プレゼン方式）を実施すること。
- ・選定にあたっては事業成長のポテンシャルに加え、「経済的インパクト」や「社会的インパクト」等地域への波及効果を勘案することとし、審査基準や審査体制について本県と協議の上これを構築すること。
- ・事業成長のポテンシャルについては地域中核企業への成長に向けた経営者の成長意欲や経営者自身の本事業への注力度、社内人員の巻き込みなど、多面的な視点からこれを評価すること。
- ・なお、事業者の選定にあたっては専門的知見から外部専門家を手配すること。
- ・外部専門家の選定については、本県と協議の上決定するものとし、専門家の謝金・旅費等は受託者が負担するものとする。

##### （4）定期打合せの実施

業務の進捗確認のため、定期的に本県と打合せを実施すること。打合せでは、

業務の進捗状況や支援先事業者に対する支援状況等を受託者より報告するものとし、打合せの議事録を作成し本県へ提出することとする。

#### （5）実施体制について

##### ア 受託者の支援体制

- ・支援企業の業界や業種・業態に応じて適切なアレンジングを行う事。
- ・支援にあたっては必要に応じ外部専門家などを支援体制に加えること。
- ・各事業者の支援状況を一元的に管理・統括し本県との窓口となるプロジェクトマネージャーを配置すること。

##### イ 事業者側の体制

- ・本事業においては、支援先の事業者において原則経営者を中心とした社内プロジェクトチームが組成されていることを前提とし、受託者はこれを踏まえ、支援手法や内容などを設計すること

### 5. その他

#### （1）支援成果の評価及び報告書のとりまとめ

- ・伴走支援事業者ごとに支援成果の評価を行い、支援の内容や結果、成果を取りまとめた報告書（電子データ）を作成の上、令和9年3月31日までに成果物として納品すること。
- ・本報告書については、令和9年度以降の本事業の効果的な実施に向け、支援プロセスの検証（成果・効果が見られた支援手法の振り返り）や伴走支援事業者が有する共通課題の抽出やこれに対する洞察や解決に向けた見解などを含むこと。

#### （2）追加提案

受託者が本仕様書に記載の業務に加えて本事業の目的達成に資すると考える業務があれば、委託費の範囲内で提案できるものとする。

### 6. 委託料の減額

- ・業務の実施内容を提案書や仕様書等の関係書類と照合し、当該関係書類に記載された具体的な指標等に対して、明らかな不足があると判断する場合は、協議の上、契約変更により契約金額の減額を行うものとする。
- ・9（2）に示すとおり支援先事業者数が各実施内容で定める想定者数に満たない場合は、減額の変更契約や支援内容の変更を行う場合がある。

### 7. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 8. 予算上限について

- ・本業務の予算上限は、38,680千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。
  - ・ただし、見積内訳額は以下のとおりとする
    - ①重点課題にDX推進が含まれる事業者（3事業者程度）の支援に要する費用としての見積内訳額は19,000千円※（消費税及び地方消費税を含む）以内とする
    - ②重点課題に条件を設けない事業者（3事業者程度）の支援に要する費用としての見積内訳額は19,680千円※（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。
- ※見積内訳額の考え方について
- ・「8.①」において支援する事業者は重点課題に必ずDX推進が含まれる
  - ・「8.②」において支援する事業者は重点課題に条件を設けない（重点課題にDX推進が含まれる場合もある）

## 9. 見積書に係る留意事項について

- ・「8.①」、「8.②」に対するそれぞれの費用構成※<sup>1</sup>がわかる内容とすること
- ・支援事業者数が実施内容で定めるもの（以下参照）に満たない場合は、減額の変更契約や各コンテンツの支援内容の変更が想定されることから、1者あたりの支援費用※<sup>2</sup>が明らかになるような見積内容とすること

### 【1者あたりの支援費用を明らかにするもの】

（支援事業者数の減少により減額の可能性があるもの）

関係個所	実施内容	支援事業者数
3.(2)ア	基礎WS	10事業者程度
3.(3)ア(ア)	個別伴走支援（最重要課題（センターピン）の特定）	6事業者程度
3.(3)イ(ア)	支援方針検討会議	6事業者程度
3.(3)ウ(ア)	個別伴走（成長戦略の策定等）	6事業者程度
3.(4)ア	全体勉強会	10事業者程度
3.(6)ア	フォローアップ事業者に対する	4事業者程度

### ※1 「8.①」、「8.②」に対するそれぞれの費用構成

- ・「8.①」及び「8.②」に基づいた見積額算出において、明確に区分できない業務に対する費用（キックオフイベント開催経費など）は「8.①」、「8.②」を50%ずつで按分し、これを見積書に反映すること

### ※2 1者あたりの支援費用の産出について

- ・1者あたりの支援費用について、明確に区分できない場合は各事業費を支援事業

者数で除して算出し、これを見積書に反映すること

#### 10. その他

- ・イベント企画、周知、集客、申込受付、講師手配、謝金支払の他、参加希望者からの問い合わせ対応など事務局機能を担うこと。
- ・本事業にて行う支援に対し費用は徴収しないが、懇親会の食事など給付につながる費用が発生する場合、各事業者から実費を徴収すること。

#### 11. 実績報告

実績報告書を電子媒体、または適した手段により業務期間内に提出すること。

(提出先)

〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通1-1

和歌山県商工労働部企業政策局企業振興課 竹内

E-mail : takeuchi\_y0019@pref.wakayama.lg.jp

#### 12. その他

- ・業務の実施にあたっては、業務内容を十分に理解し、本県と連絡を密に取りながら誠実に履行すること。
- ・受託者は、業務の実施の際に、知り得た個人情報は適正に管理し、決して漏洩、不正使用を行わないこと。本契約終了後も同様とする。
- ・仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、本県と十分に協議の上、決定すること。
- ・令和8年度の業務が次年度に他の事業者に交代した場合には当該受託者に対し、本事業の運営に必要なデータの受け渡しを含む適切な業務の引継ぎを行うこと。
- ・また、次年度の受託者からの質問等については、本委託業務の契約期間が終了した後も令和9年5月末まで誠実に対応すること。
- ・追加提案により周知用HPを開設する場合などにあっては、制作した成果品の著作権及び所有権は、本県に帰属するものとする。また、県から提供するデータ以外の著作権の使用は、受託者が著作権者の許諾を得ること。なお、これに係る費用は受託者の負担とすること。
- ・受託者は、業務期間の満了、又は契約の解除により契約が終了するときは、委託業務につき適切な安全措置をとり、県又は県の指名する者に誠意をもってデータ等を引き継ぐこと。その調整等に係る費用一切は、本調達に含むこと。

## (参考) 経営力強化支援事業の流れ

●●関係

